

令和6年度

商店街パワーアップ事業

# 出店・支援 希望者

## 大募集

市内商店街及び個店の空き店舗を活用した出店希望者を応援する「チャレンジショップ事業」、既存店を応援する「バリューアップ事業」は店舗の改装費等の他、業務効率化に資するITツールの導入費なども助成対象となり、より多くの方に活用していただける内容になりました。ぜひこの機会にお申し込みください。

NEW  
SHOP

＼新しくお店を持ってみたい！／

### チャレンジ ショッピング 事業

本事業の対象である市内商店街及び個店の空き店舗に家賃助成を行い、商店街に必要な業種及び新規出店希望者に対して店舗賃借料の一部を助成します。

対象  
エリア拡大!  
市内商店街  
+  
市内個店に!  
(商店)

#### 店舗賃借料助成

1店舗あたり月額7万円を限度とし、  
家賃の2分の1以内を助成。※最長12ヶ月

※上記の助成については、予算の範囲内とする。

VALUE  
UP

＼今のお店を魅力的にしたい！／

### バリュー アップ 事業

市内で3年以上事業を営む方に対し、提供サービスの向上に努める取り組みに必要な店舗改装工事費、備品の購入費、業務効率化に資するITツールの導入費等の一部を助成します。

今こそ  
デジタル化!  
タブレットレジ  
キヤツシユレス  
機材など

#### 改装・備品購入・IT導入費助成

1店舗あたり15万円を限度とし、  
事業費の2分の1以内を助成。

※上記の助成については、予算の範囲内とする。

募集  
締切

2024年 6月 28日  
金  
まで

募集  
締切

2024年 7月 31日  
水  
まで

問合先・申込先：応募にあたっての詳細な点については、下記までご連絡下さい。

商店街パワーアップ事業  
推進委員会  
〒673-0431 三木市本町2丁目1番18号

事務局

三木市商店街連合会  
三木市産業振興部商工振興課  
三木商工会議所

TEL: 83-3377 FAX: 70-8166  
TEL: 82-2000 FAX: 82-9728  
TEL: 82-3190 FAX: 82-3192

# 令和6年度 商店街パワーアップ事業 出店・支援希望者 大募集!!

「商店街パワーアップ事業」は、市内商店街の空き店舗の解消を図り、商店街の賑わい創出並びに活性化を目的に、平成13年度より取り組んできました。令和3年度より助成対象エリアが拡大し、また昨年度からはITツール導入支援の取り組みを加えるなど、より多くの方々が活用しやすい内容に変更されました。

## ＼新しくお店を持つてみたい！／ チャレンジショップ事業

### 助成内容

1店舗あたり、月額7万円を限度とし、  
店舗賃借料の2分の1以内の助成。  
また、助成期間は12カ月以内とする。



### 対象者

- 初めて商売をする方（新規開業者）
- 新しいビジネスを考えている方（異業種参入）
- 現在事業を営んでいて、三木市内に店舗を持ちたい方（市内への新規参入）
- 三木市内にて、移転・多店舗展開したい方 \*夜間営業のみの店舗は対象外

\*上記に問わらず、事業者及び事業内容が、下記のa~eのいずれかに該当する場合は対象外。  
a. 市税を滞納している者  
b. 店舗等の所有者と同一世帯に属する者、もしくは店舗等の所有者の配偶者、または三親等以内の親族  
c. 暴力団、暴力団員またはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者  
d. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号または第5号に規定する風俗営業または第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗  
e. 宗教活動または政治活動を目的とした事業

### 対象エリア

市内各商店街、及び市内個店（商店）

※ただし、委員会の承認を得た店舗物件に限る。詳細はお問い合わせ下さい。

### 助成の流れ



### 提出書類

- ① 出店申込書
- ② 計画書（事業内容、資金計画、店舗レイアウト等）
- ③ 見積書（購入備品、改装工事等）
- ④ 交付申請書

\*その他、推進委員会が必要とするもの

※上記の助成については、予算の範囲内とする。

※採択者は該当商店街または三木市商店街連合会へ加盟すること。

募集締切  
2024年  
**6月28(金)**  
日まで

## ＼今のお店を魅力的にしたい！／ バリューアップ事業

### 助成内容

1店舗あたり、15万円を限度とし、  
事業費の2分の1以内の助成。  
提供サービスの向上に努める取り組みを支援。

### 対象者

- 下の①～⑦の全てに該当する事業者及び店舗
- ① 三木市商店街連合会加盟店または三木商工会議所会員である。
  - ② 既存場所で3年以上継続して同一事業を営んでいる。
  - ③ 次のいずれかに該当する小規模な店舗である。
    - ・店舗にて常時使用する従業員数が5名以下の店舗
    - ・売場面積100平方メートル以下の店舗
  - ④ 国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一目的の支援を受けていない店舗
  - ⑤ 市税を完納している者
  - ⑥ 建築基準法、食品衛生法、その他関係法令に違反していない店舗
  - ⑦ 助成対策事業に着手していない店舗  
(助成金交付決定日前に、備品や改装工事の発注等の行為を行っていない店舗)

\*上記に問わらず、事業者及び事業内容が、下記のa~eのいずれかに該当する場合は対象外。  
a. 暴力団、暴力団員またはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者  
b. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号または第5号に規定する風俗営業または第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗  
c. 宗教活動または政治活動を目的とした事業を営む店舗  
d. フランチャイズチェーン（FC）として事業を営む店舗  
e. チェーンストア（11以上上の店舗を直接経営している単一資本が営む店舗）として事業を営む店舗

※上記の助成については、予算の範囲内とする。

※申請は1事業所に対して1回のみとする。

※採択者は該当商店街組合または三木市商店街連合会へ加入すること。

### 対象事業

- ① 策定した事業計画に基づいて実施する、地道な魅力向上の取り組みである。
- ② サービス向上、業務効率化、生産性向上のための取り組みである。

●店舗の付加価値を高める取り組み（例：パリアフリー改装）

●新サービス提供のための取り組み（例：新たな商品開発やその他付随する費用）

●ITツールの導入（例：タブレットレジ、キャッシュレス機材の導入費用の一部）

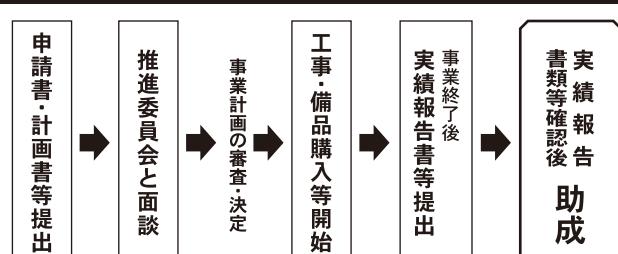
### 対象経費

次の①～③の全てに該当するもの

- ① 店舗の新築、移転に伴う工事、備品購入ではない
- ② 助成対象事業を適切に実施し得るために必要と明確に特定できる
- ③ 交付決定日以降に発生し、支払いが完了している



### 助成の流れ



### 提出書類

- ① 交付申請書
- ② 誓約書
- ③ 事業計画書
- ④ 収支計算書
- ⑤ 見積書（購入備品、改装工事等）

\*その他、推進委員会が必要とするもの

募集締切  
2024年  
**7月31(水)**  
日まで